

静岡県告示第340号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月5日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	伊豆の国市南條字上大久保751番の15から 伊豆の国市南條字上大久保751番の13まで	平成31年4月5日

=====

静岡県告示第341号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月5日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
相俣岡部線	藤枝市岡部町玉取字近又129番の7から 藤枝市岡部町玉取字近又127番の10まで	平成31年4月5日

=====

静岡県告示第342号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成31年4月5日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉沢金谷線	島田市神谷城字中尾444番の3から 島田市神谷城字栗下1056番の7まで	平成31年4月5日